

## 社会福祉法人の固定資産税その5

### まとめ

特別養護老人ホーム等に関連して固定資産税が非課税となるのは下の表の赤字にしたものの用に供する固定資産となります。

地方税法 348条2項	引用条文	政令で定めるもの	政令で引用
10の5	老人福祉法第5条の3	地方税法施行令第49条も13第2項	-
老人福祉施設	老人デイサービスセンター	老人デイサービスセンター	-
	老人短期入所施設	老人短期入所施設	-
	養護老人ホーム	養護老人ホーム	-
	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	-
	軽費老人ホーム	軽費老人ホーム	-
	老人福祉センター	老人福祉センター	-
	老人介護支援センター	老人介護支援センター	-

10の7	社会福祉法第2条第1項(2・3項)	地方税法施行令第49条の15第2項	社会福祉法第2条第3項第4号
社会福祉事業  「前号までに掲げる固定資産のほか」とあるので重複するものを除きます	第一種社会福祉事業	-	-
	養護老人ホーム	-	-
	特別養護老人ホーム	-	-
	軽費老人ホーム	-	-
	第二種社会福祉事業	-	-
	老人居宅介護等事業	老人居宅介護等事業	老人居宅介護等事業
	老人デイサービス事業	老人デイサービス事業	老人デイサービス事業
	老人短期入所事業	老人短期入所事業	老人短期入所事業
	小規模多機能型居宅介護事業	小規模多機能型居宅介護事業	小規模多機能型居宅介護事業
	認知症対応型老人共同生活援助事業	認知症対応型老人共同生活援助事業	認知症対応型老人共同生活援助事業
	複合型サービス福祉事業	-	複合型サービス福祉事業
	老人デイサービスセンター	-	老人デイサービスセンター
	老人短期入所施設	-	老人短期入所施設
	老人福祉センター	-	老人福祉センター
老人介護支援センター	-	老人介護支援センター	

10号の9	介護保険法第115条の46第1項	-	-
包括的支援事業	地域包括支援センター	-	-